

# 令和7年度 就学援助制度のお知らせ

## ～多子加算ができるお子様の年齢が18歳未満から22歳未満に上がります～

京都市では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する「就学援助制度」を設けています。新たに就学援助を希望される場合は、学校までご連絡いただき、申込書等を提出してください。5月15日までの児童生徒の登校日に申込書等を提出いただき、認定された場合は本年4月1日からの認定になります。新規申込みは随時受け付けていますが、提出が5月16日以降となる場合は、申込月の1日から認定になります。

審査は、世帯の人数に応じて設けられた所得基準額と世帯員の所得額の合計を比較し、世帯員の所得額の合計が所得基準額以下となる場合、支給対象者として認定します。

### 令和7年度からの就学援助制度の変更

- ・ お子様が3人以上いらっしゃる世帯の所得基準額に一定額を加算する措置について、加算の対象とするお子様の年齢を18歳未満から22歳未満に引き上げました。昨年度、不認定となった方も加算の要件に該当すれば認定できる場合がありますので、該当する方は学校にお申し出ください。
- ・ 新規申込み・継続申込みの様式を共通にしました。

### < 通常の所得審査 >

所得基準額		申込日により審査する所得の基準年が異なります。(裏面参照)					単位(円)
世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上1人増えるごとに	
<b>所得基準額</b>	1,820,200	2,331,200	2,792,700	3,219,200	3,573,600	354,400 加算	

「世帯人数」：申請者と同一生計にある方の人数を指します。住民票上で世帯分離されている場合等でも、実際に同居されている方は同一生計にあるものとして扱います。また、単身赴任やその他のご事情で、保護者の一人が別居されている場合でも、同一生計として世帯に含みます。

「所得額」：源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や確定申告書の「所得の合計額」を参照。

※ 税制改正により「給与所得控除」及び「公的年金等控除」が10万円引き下げられています。この税制改正の影響が出ないよう、税制改正の対象者の所得額から最大10万円を差し引いた額で審査を行います。

### < 家計急変世帯への臨時措置 >

通常の所得審査で不認定の場合でも、臨時措置で認定できる場合があります。

前年に比べ今年の収入が減少した世帯について、令和7年以降の収入状況から算出した世帯の年間所得見込額が所得基準額以下となる場合は、認定します。

#### < 令和7年度 > 家計急変の審査方法 (臨時措置)

- ・ 令和7年1月以降で、連続する3か月分の給与明細の写しや事業収入に係る帳簿の写し等、収入状況のわかるものをすべてご提出いただきます (原則、収入のある方全員)。
  - ・ 提出書類により世帯の見込年収・所得額を算出し、所得基準額を下回る場合は認定します。
  - ・ 失業・廃業等の場合、無収入の月は所得を「0」として、計算します。
- ※ 申請される場合は、「申請書」のほか、所得の状況に応じて「収入申立書」・「無職・無収入申立書」等の書類の記入及び確認書類等の提出が必要です。詳しくは学校にお問合わせください。

- 申込みは随時受け付けていますが、申込日により審査基準となる年間所得が異なります。認定期間は次のとおりです。

申込日	審査基準となる世帯の年間所得	認定期間
4月1日～5月15日	令和5年所得 (令和5年1月～12月分)	令和7年4月1日～令和7年6月30日
5月16日～6月30日		申込月の1日～令和7年6月30日
7月1日～令和8年3月31日	令和6年所得 (令和6年1月～12月分)	申込月の1日～令和8年6月30日

※ 6月末までの申請分は、「令和5年所得」で令和7年6月30日までの認定について審査します。  
7月以降の認定は、令和7年6月に改めて「令和6年所得」で審査します。(申込書を再度提出いただく必要はありません。)

※ 転入生は、転入日から1か月以内の申込で認定された場合は、転入日からの認定となります。

- **就学援助の内容** (支給時期はあくまで目安です。申し込まれた時期により支給対象とならない費目や支給が遅れる場合があります。)

支給内容	支給金額 (小学校)	支給金額 (中学校)	支給時期
①学用品費・通学用品費・校外活動費(遠足等の交通費と見学料)【注1】	(前期) 1年 6,670円 2～6年 7,805円	1年 12,530円 2・3年 13,665円	7月頃から随時
	(後期) 同上	同上	12月頃から随時
②校外活動費 (花背山の家等宿泊を伴うもの)	実費(一部対象外経費あり)		9月頃から随時
③体育実技用具費 (スキー・スケート・剣道・柔道)	授業用で全員が購入することになっている用具の実費 (ただし小・中で種類や金額に制限あり)		11月頃から随時
④新入学学用品費 (入学前及び4月認定の新1年生のみ)	57,060円	63,000円	(入学前申込) 3月上旬～中旬 (入学後申込) 5月頃から随時
⑤学校給食費	京都市から直接学校及び給食業者に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費 ※距離要件があります	実費(限度額あり)		年3回
⑦修学旅行費 【注2】	22,690円以内	57,910円以内	9月頃から随時
⑧医療援助費	対象疾病は、学校保健安全法に定める慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎等です。受診時に学校から交付される「医療券(病気治療のおすすめ券)」を持参して医療機関に提出してください。保護者負担はありません。詳細は就学援助制度のお知らせを参照ください。		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金	免除(京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います。)		
⑩学校生活管理指導表(食物アレルギー用)等作成費 【注3】	小学校のみ実費(上限3,300円)		9月頃から随時
⑪卒業アルバム費	実費(上限11,000円)	実費(上限10,000円)	3月頃から随時

【注1】生活保護(教育扶助)を受給中の方は①のうち、校外活動費(小1,710円、中2,330円。12月頃から随時交付)及び⑦～⑨が対象です。

【注2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合60,910円以内となります。

【注3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。

検査料、診断料、診療情報提供料は対象となりません。

※ 学校預り金に未納がある場合等は就学援助費の振込先を学校口座へ変更する場合があります。